

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石垣 清水 外33名

被 告 中部電力株式会社

証 抱 説 明 書 (18)

平成30年11月27日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴讼代理人弁護士 奥 村 敦
外11名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。

記

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震、地盤、津波等）に関するもの）

乙B第103号証 原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601-2015）

（抜粋）

[表紙、目次-1、2頁、289～291、333、334、
339～341、343～345、371、412、413頁、奥付]

作成者 一般社団法人日本電気協会

作成年月日 平成29年3月30日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 原子力発電所の機器・配管系に係る耐震設計を行うに当たり、基準地
震動が作用した際に一定の応力を超えた場合等に、設計・建設規格に定
められた方法による疲労評価を行うとされていることを証する。

乙B第104号証 発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2016年版／
2017年追補）（抜粋）

[表紙（2016年版）、表紙（2017年追補）、I-目次-1～
47頁、I-4-27、29～33、38～41、250～261頁、
I-5-25～29頁、I-解説 目次-1～18頁、I-解説4-
48、49、52～54、61～68、147頁、I-解説5-17
～23頁、解説付録表紙、I-解説 変更点-1～7頁、奥付
(2016年版)、奥付(2017年追補)]

作成者 一般社団法人日本機械学会

作成年月日 平成28年12月7日（2016年版）／平成29年12月6日
(2017年追補)

原本・写しの別 原本

立証趣旨 原子力発電所の機器・配管系に係る耐震設計における疲労評価として、
同規格において定められた設計疲労線図を用いた疲労評価の方法が定
められていることを証する。

なお、設計・建設規格（2016年版／2017年追補）は、設計・
建設規格（2016年版）の一部を設計・建設規格（2017年追補）
に差し替えた最新版である。

乙B第105号証 地学の調べ方（抜粋）

[表紙、目次、251～261頁、奥付]

作成者 菅野三郎 監修、奥村清 編

作成年月日 昭和53年10月5日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 岩石に断層や節理、へき開といった地質構造が認められることは一般的な現象であるとされていること及び断層の新旧関係を考察するに当たり、一つの断層が別の断層を切っている現象が見られる場合には、切られた方の断層が切った方の断層よりも先に発生したことが分かるとされていることを証する。

乙B第106号証 岩波講座 地球科学6 地球年代学（抜粋）

[表紙、目次、181～184頁、奥付]

作成者 小嶋稔、斎藤常正 編

作成年月日 昭和53年5月26日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 地質学的な事象の相対的な前後の関係を知るためには、交差切りの法則（law of crosscutting）が重要な法則の一つとされていることを証する。

乙B第107号証 電力中央研究所報告 断層最終活動年代の測定法とその適用性
に関する文献調査 調査報告：U92010（抜粋）

[表紙、要旨、I～III頁、1～6頁、奥付]

作成者 幡谷竜太、伊藤久敏、田中和広、井上大榮

作成年月日 平成4年7月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 断層上載地層法とは、対象とする断層とそれに上載する地層との切り
切られた関係を用いて、当該断層の最終活動年代を判定する手法であり、
信頼性の高い手法とされていることを証する。

（一般財団法人電力中央研究所のホームページからダウンロードした。）

乙E号証（その他）

乙E第68号証 中部電力グループ アニュアルレポート2018

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成30年7月

原本・写しの別 原本

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 我が国では、エネルギー資源のほとんどを海外に依存しており、そのような中、電力を低廉で安定的に、かつ環境にも配慮しながら供給するためには、多様な電源をバランスよく組み合わせる「エネルギー ミックス」の推進が必要であること
- ・ 供給安定性に優れたウランを主な燃料とし、環境面や経済性にも優れた電源である原子力発電の特長を踏まえ、被告は、安全性の確保を大前提に、原子力発電をベースロード電源として活用し、電力の安定供給を図ることとしていること 等

乙E第69号証 エネルギー基本計画

作成者 政府（閣議決定）

作成年月日 平成30年7月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ エネルギー政策の基本的な視点は、安全性（Safety）を前提としたうえで、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図ることであること

- ・ 各エネルギー源はそれぞれサプライチェーン上の強みと弱みを
持つおり、安定的かつ効率的なエネルギー需給構造を一手に支えら
れるような単独のエネルギー源は存在しないことから、危機時であつ
ても安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー
源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって
適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現
することが必要であること
- ・ 我が国において、原子力発電が、長期的なエネルギー需給構造の安
定性に寄与する重要な「ベースロード電源」として位置付けられてい
ること
- ・ 電力供給においては、発電コストが低廉で安定的かつ継続的に稼働
できる「ベースロード電源」、発電コストがベースロード電源の次に
安価で需要動向に応じ出力を機動的に調整できる「ミドル電源」、発
電コストは高いが需要動向に応じ出力を機動的に調整できる「ピーク
電源」を適切なバランスで確保するとともに、再生可能エネルギー等
の分散電源も組み合わせていくことが重要であること 等

(資源エネルギー庁のホームページからダウンロードした。)

乙E第70号証 2030年の電力化率はどうあるべきか

作成者 杉山 大志

作成年月日 平成27年3月3日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 電気の便利・安全・クリーンという性質から、歴史的にみても、所得
水準や経済成長にかかわらず、技術進歩等に伴い機器が開発されそのコ
ストが低下するなどして電力化率(電化率)が大きく上昇してきており、
今後もこの傾向は変わらないだろうと見込まれていることを証する。

(特定非営利活動法人国際環境経済研究所のホームページからダウンロードした。)

乙E第71号証 全国及び供給区域ごとの需要想定（2018年度）

作成者 電力広域的運営推進機関

作成年月日 平成30年1月17日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 2018年度から2027年度にかけての電力需要は、ほぼ同レベルで推移するとされていることを証する。

(電力広域的運営推進機関のホームページからダウンロードした。)

乙E第72号証 最新の科学的知見に基づく地層処分技術の再評価－地質環境特性および地質環境の長期安定性について－

作成者 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会
地層処分技術WG

作成年月日 平成26年5月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会の下に設置された地層処分技術WGは、12名の専門家によって、平成25年10月から平成26年5月までに、合計8回行われ、この間、審議内容について専門家への意見募集を合計3回行うなどして、最新の科学的知見を踏まえ、改めて高レベル放射性廃棄物地層処分の実現が可能であることを示す報告書を取りまとめていること
- ・ 地層処分システムに必要とされる機能を発揮させるうえで好ましい地質環境特性を有する地域が我が国に広く存在するであろうこと

が改めて示されていること

- ・ 段階的なサイト調査を適切に行うことにより、全ての天然現象の長期的変動の影響を踏まえてもなお、おのおのの好ましい地質環境とその地質環境の長期安定性を確保できる場所を我が国において選定できる見通しが得られたと判断できること 等

(経済産業省のホームページからダウンロードした。)

乙E第73号証 科学的特性マップ

作成者 経済産業省 資源エネルギー庁

作成年月日 平成29年7月28日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 高レベル放射性廃棄物の地層処分に関し、地域の地質環境特性を科学的見地から説明した同マップにおいて、「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域」（「グリーン」とび「グリーン沿岸部」として地図上に表示されている地域）が、我が国の広い範囲に存在することが示されていることを証する。

(経済産業省のホームページからダウンロードした。)

乙E第74号証 関西電力株式会社大飯発電所3号及び4号炉に対する発電用原子炉設置変更許可について（案）（抜粋）

[1～3、別紙1表紙、11、12頁]

作成者 原子力規制委員会

作成年月日 平成29年5月24日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 原子力規制委員会が、関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書（案）に対する科学的・技術的意見の

募集において、熊本地震で得られた繰り返し地震の知見や地震によるダメージが蓄積することによる影響等を指摘する意見に対する考え方を示していること及びその内容を証する。

なお、上記の考え方については、平成29年5月24日に行われた平成29年度第10回原子力規制委員会において、原案のとおりとされた。
(原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。)

乙E第75号証 核物質防護専門部会報告書

作成者 原子力委員会 核物質防護専門部会

作成年月日 昭和55年6月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 原子力発電所におけるテロ対策は、事業者と、治安当局をはじめとする国との密接な連携が不可欠であること
- ・ 事業者は、原子力施設に対し不法な侵入等の行為があった場合、その行為を速やかに検知し、その旨を的確に治安当局に通報するとともに、治安当局が当該攻撃に対応し得るまでの間、当該行為の達成を遅延させる責務を有すること 等

(原子力委員会のホームページからダウンロードした。)

乙E第76号証の1 平成24年警備情勢を顧みて 回顧と展望（抜粋）

[表紙、目次、1～5頁]

作成者 警察庁

作成年月日 平成25年3月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 警察は、米国同時多発テロ以降、サブマシンガンやライフル銃、防弾

仕様の警備車を備えた銃器対策部隊が24時間体制で原子力発電所の警戒警備を行っていること等を証する。

(警察庁のホームページからダウンロードした。)

乙E第76号証の2 平成29年版警備情勢を顧みて 回顧と展望（抜粋）

[表紙、目次、41頁]

作成者 警察庁

作成年月日 平成30年3月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 警察は、平成29年においても、サブマシンガンやライフル銃、防弾
仕様の警備車を備えた銃器対策部隊が24時間体制で原子力発電所の
警戒警備を行っていること等を証する。

(警察庁のホームページからダウンロードした。)

乙E第77号証の1 海上保安レポート2014（抜粋）

[表紙、本編1 治安の確保 CHAPTER VI テロ対策]

作成者 海上保安庁

作成年月日 平成26年5月28日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 海上保安庁は、米国同時多発テロ以降、水際対策、巡視船艇・航空機
による原子力発電所の周辺海域の警戒警備等の対策を講じていること
等を証する。

(海上保安庁のホームページからダウンロードした。)

乙E第77号証の2 海上保安レポート2018（抜粋）

[表紙、目次、82～83頁、奥付]

作成者 海上保安庁

作成年月日 平成30年6月4日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 海上保安庁は、平成29年においても、水際対策、巡視船艇・航空機による原子力発電所の周辺海域の警戒警備等の対策を講じていること等を証する。

（海上保安庁のホームページからダウンロードした。）

以上